

令和6年8月1日（木）
滋賀労働局職業安定部需給調整事業室
室長 西川 純
主任需給調整指導官 榎並 知之
（電話）077（526）8617

「無許可派遣の撲滅に向けた緊急対策」を行います

～令和5年8月、令和6年2月に無許可派遣に係る刑事告発を実施～

滋賀労働局では、令和5年8月に滋賀県内では初となる、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）違反（無許可派遣）に係る刑事告発を行いました。さらに令和6年2月にも別件の無許可派遣で刑事告発を行っており、極めて憂慮すべき事態となっております。

これら2件の無許可派遣では、派遣先事業主は無許可の派遣業者であることに気付かず労働者派遣を受け入れていたことから、派遣先事業主に対する労働者派遣法の周知啓発についても取り組む必要があります。

このため、滋賀労働局では、公正な市場競争を阻害し、派遣労働者の保護と雇用の安定を脅かす無許可事業者による労働者派遣を撲滅すべく、県内の派遣先事業所に対する自主点検の実施、事業者団体への要請等の緊急対策を実施することといたしました。

【緊急対策の内容】

（1）滋賀県内の派遣先事業所に対する自主点検の実施

滋賀県内の一定規模以上の派遣先事業所に対して、「労働者派遣に関する自主点検票」を送付し、点検結果をご報告いただくことにより、無許可の派遣業者を利用していないかチェックを行います。また、自主点検票では労働者派遣法に係る法令点検を併せて行い、適正な労働者派遣の推進を図ります。

（2）派遣先事業者に対するオンラインセミナーの実施

令和6年11月に派遣先事業者に対するオンラインセミナーを実施し、労働者派遣法の周知を図ります（参加登録必要）。オンラインセミナーの実施日時等については、決まり次第滋賀労働局のホームページにて周知します。

（3）事業者団体への緊急要請

滋賀県内の事業者団体に対して、滋賀労働局職業安定部長名で無許可派遣の撲滅に向けた緊急要請を実施します。

【参考：労働者派遣について】

• **労働者派遣を行うには厚生労働大臣の許可が必要です**

労働者派遣事業を行おうとする場合、厚生労働大臣に対して許可の申請を行い、その許可を受けなければなりません（労働者派遣法第5条第1項）。

また、許可には有効期間があり、この有効期間を超えて引き続き労働者派遣事業を行いたい場合は、許可の有効期間の更新を受ける必要があります（新規許可の有効期間は3年、その後の有効期間は5年）（労働者派遣法第10条）。

• **無許可の派遣業者から労働者派遣の役務提供を受けることはできません**

無許可で労働者派遣事業を行う事業主から労働者派遣の役務の提供を受けることは禁止されています（労働者派遣法第24条の2）。

もし、これに違反して無許可の事業主から労働者派遣の役務の提供を受けた場合は、勧告・公表の対象となるとともに、労働契約申込みみなし制度の対象となります（労働者派遣法第40条の6）。

• **労働者派遣を受ける際は、必ず許可の有無を確認してください**

新規で労働者派遣を受け入れる場合には、必ず労働者派遣事業の許可の有無を確認してください。また、長期間継続して同一の派遣業者から労働者派遣を受け入れている場合には、許可有効期間の更新の有無についても確認が必要です。

許可事業主については、厚生労働省が運営する「人材サービス総合サイト」

(<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/>) で確認することができます。

同サイトでは、許可を得ている全ての事業所を掲載しており、会社名や許可番号から許可の有無を検索・確認することができます。

！！ご注意ください！！

労働者派遣事業は許可制です

～無許可業者による労働者派遣が発生しています～

労働者派遣を受ける際の注意点



- ・ 労働者派遣を行うには厚生労働大臣の許可が必要です
- ・ 無許可の派遣業者から労働者派遣の役務提供を受けることはできません
- ・ 労働者派遣を受ける際は、必ず許可の有無を確認してください

許可の
確認方法

労働者派遣業の許可の有無は、厚生労働省が運営する「人材サービス総合サイト」で確認できます。

<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/>

人材サービス総合サイト

検索



お問い合わせ

滋賀労働局 職業安定部 需給調整事業室

〒520-0806 大津市打出浜14番15号 滋賀労働総合庁舎 5F

Tel:077-526-8617